

# 令和6年度五所川原市保育料等基準額表

●教育認定(幼稚園・認定こども園)

【階層及び定義】

推定年収	国階層	市階層	市階層定義
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)
270万円未満	2	2	市民税非課税または均等割のみの課税世帯
270万円以上360万円未満	3	3	市民税所得割額77,100円以下
360万円以上680万円未満	4	4	市民税所得割額211,200円以下
680万円以上	5	5	市民税所得割額211,201円以上

【徴収金額(月額)】

※参考 国基準額

満3～5歳児	
教育標準時間	教育標準時間
0	0
0	0
0	0
0	0

【副食費徴収免除】

満3～5歳児	
第1・2子	第3子以降
免除	免除
免除	免除
免除	免除
徴収	免除
徴収	免除

《備考》

- ①保育時間……教育標準時間(4時間)
- ②推定年収は、おおよその目安です。
- ③幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内において、同一世帯の2人以上の児童が、同時に小学校、保育所、幼稚園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合 ⇒ 利用する年齢順で第1子、第2子、第3子と数えます。
- ④推定年収が360万円未満相当の場合は、年齢にかかわらず、被監護者数を第1子、第2子、第3子と数えます。
- ⑤市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ⑥4～8月分は令和5年度市民税額、9月～翌年3月までは、令和6年度市民税額に基づいて階層を決定します。

●保育認定(保育所・認定こども園)

【階層及び定義】

推定年収	国階層	市階層	市階層定義	
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	
260万円未満	2	2	市町村民税非課税世帯	
260万円以上330万円未満	3-1	市町村民税所得割額非課税世帯(均等割のみ課税)	ひとり親世帯等	
			その他	
	3-2	市町村民税所得割25,000円未満	ひとり親世帯等	
			その他	
	3-3	市町村民税所得割25,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	
			その他	
330万円以上470万円未満	4-1	市町村民税所得割48,600円以上60,700円未満	ひとり親世帯等	
			その他	
	4-2	市町村民税所得割60,700円以上70,000円未満	ひとり親世帯等	
			その他	
	4-3	市町村民税所得割70,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	
			その他	
	4-4	市町村民税所得割77,101円以上78,900円未満		
	4-5	市町村民税所得割78,900円以上97,000円未満		
	470万円以上640万円未満	5	市町村民税所得割97,000円以上110,000円未満	
				市町村民税所得割110,000円以上121,000円未満
市町村民税所得割121,000円以上150,000円未満				
市町村民税所得割150,000円以上169,000円未満				
640万円以上930万円未満	6	市町村民税所得割169,000円以上200,000円未満		
			市町村民税所得割200,000円以上301,000円未満	
930万円以上1,130万円未満	7	市町村民税所得割301,000円以上330,000円未満		
			市町村民税所得割330,000円以上397,000円未満	
1,130万円以上	8	8	市町村民税所得割397,000円以上	

【徴収金額(月額)】

※参考 国基準額

0・1歳児				2歳児(10/1～)、3～5歳児				0～2歳児			3～5歳児		
標準時間	第3子軽減※	短時間	第3子軽減※	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500		5,400		0	19,500	19,300	0	0	0	0	0	0	0
12,000		11,800											
6,500		6,350											
14,000		13,700											
7,750		7,600		0	30,000	29,600	0	0	0	0	0	0	
16,500		16,200											
9,000		9,000											
22,000	7,330	21,600	7,200										
9,000		9,000		0	44,500	43,900	0	0	0	0	0	0	
23,000	7,660	22,600	7,530										
9,000		9,000											
24,000	8,000	23,600	7,860										
25,000		24,600	8,200	0	61,000	60,100	0	0	0	0	0	0	
26,000		25,600	8,530										
30,000	24,830	29,500	24,460										
32,000	25,500	31,500	25,130										
34,000	26,160	33,400	25,760	0	80,000	78,800	0	0	0	0	0	0	
36,000	26,830	35,400	26,430										
36,000		35,400	31,830										
37,000	32,660	36,400	32,160										
38,000		37,400		0	104,000	102,400	0	0	0	0	0	0	
39,900		39,200											
45,000		44,300											

【副食費徴収免除】

3～5歳児	
第1・2子	第3子以降
免除	免除
免除	免除
免除	免除
免除	免除
免除	免除
免除	免除
免除	免除
5.77万円未満免除	
5.77万円以上徴収	
免除	免除
徴収	
免除	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除
徴収	免除

《備考》

- ①保育時間……保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)
- ②推定年収は、おおよその目安です。
- ③ひとり親世帯等において、3歳未満第2子以降は保育料は0円です。
- ④同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合 ⇒ 利用する年齢順で第1子、第2子、第3子と数えます。また、3歳未満第2子の児童については半額、第3子以降の児童については無料になります。
- ⑤推定年収が360万円未満相当の場合は、年齢にかかわらず、被監護者数を第1子、第2子、第3子と数えます。
- ⑥市民税所得割額が301,000円未満の世帯について、同一世帯に、18歳未満の兄及び姉が2人以上いる場合、入所する児童(3歳未満)については、軽減措置が講じられます。(表の※参照)
- ⑦軽減措置が重複した場合より軽減となる方が適用されます。
- ⑧市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ⑨4～8月分は令和5年度市民税額、9月～翌年3月までは、令和6年度市民税額に基づいて階層を決定します。
- ⑩令和6年4月1日時点での年齢で判断します。